

葉山町下水道ウォーターPPP  
(管路施設管理・更新一体マネジメント) 事業

実施方針

令和7年4月

【令和7年6月改訂版】

葉山町下水道課



## 目 次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 特定事業の事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定方法に関する事項	6
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 募集及び選定方法	7
2 募集及び選定スケジュール	7
3 応募者の参加資格要件	7
4 審査及び選定手続き	9
5 優先交渉権者選定後の手続き	10
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
1 リスク分担の基本的な考え方	12
2 事業の実施状況のモニタリング	13
3 保険	13
4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続	13
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
1 対象施設の立地に関する事項	15
2 対象施設の概要	15
第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
1 疑義が生じた場合の措置	16
2 管轄裁判所の指定	16
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	17
2 金融機関又は融資団と町との協議	18
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	19
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	19
3 その他の措置及び支援に関する事項	19
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
1 実施に関して使用する言語及び通貨等	20
2 連絡先及び情報提供	20
別紙1 事業スキーム図（例）	21
別紙2 スtockマネジメントの実施フロー	23
別紙3 リスク分担表	24
別紙4 対象施設の数量内訳	26
別紙5 葉山町公共下水道全体計画図（汚水）	29

## 用語の説明

PFI (Private Finance Initiative)	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法
ウォーターPPP	「管理・更新一体マネジメント方式」と「公共施設等運営事業(コンセッション方式)」を併せた総称。管理・更新一体マネジメント方式は、水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI 推進アクションプラン期間の 10 年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式
SPC (Special Purpose Company: 特定目的会社)	ある特別の事業を行うために設立された事業会社。PFI では、公募提案する共同企業体(グループ等)が、新会社を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。
BCP (Business Continuity Plan: 事業継続計画)	事前に自らの被災を前提として対応を準備しておく取り組み。
ダミーマンホール	管路台帳システム上に設定する実際にはないマンホール。マンホールが設置されていない管渠の接続点(太い管渠に細い管渠がそのまま接続している場合)や、口径や管種がマンホールとマンホールの間の管渠で変化した場合などに設定したもの。
オリフィス	マンホールポンプを設置しているマンホールで、流入出量を調整するための調整口
計画的維持管理	予防保全の観点から下水道事業で想定されるリスクを評価した上で、明確な管理目標を定め、保守点検、調査等により施設の状態を客観的に把握、評価するとともに、中長期的な状態を予測しながら計画的かつ効率的に施設を管理するための取り組みであり、PDCA サイクルを通じて実践される維持管理をいう。
ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。
点検	マンホールのふたを開けた上で、基本的に目視で管路施設の状態を把握するとともに、異常箇所を早期に発見することを目的として実施する業務
調査	施設の状態を詳細に把握することを目的として実施する業務。調査には、視覚調査と詳細調査があり、詳細調査は視覚調査では判断できない場合に実施する。
巡視	マンホールのふたは開けずに、管路施設が埋設された地表面の状況、マンホールのふたの状況など管路施設の地上部を観察する業務
清掃 修繕	施設内に堆積する土砂、油脂、モルタル、木根等を取り除く作業をいう。 対象施設の一部の再建設又は取替えを行うこと(ただし、長寿命化対策に該当するものを除く)。
改築	対象施設の全部又は一部の再建設又は取替えを行うこと。管路施設の更新、更生を含む。
成果品	要求水準書に基づいて事業者が提出すべき提出図書の総称
構成企業	応募グループを構成する企業。構成企業は、必ず JV を構成する、もしくは、必ず SPC に出資する。
地元企業	職種によらず、葉山町に本社がある企業

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 特定事業の事業内容に関する事項

#### (1) 事業の名称

葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業

#### (2) 公共施設等の管理者の名称

葉山町長 山梨 崇仁

#### (3) 事業の背景・目的

葉山町の下水道事業は平成4年度に事業着手し、平成11年3月に供用を開始して以来25年を経過している。下水道普及率は76.5%（令和5年度末）で、令和7年度までに全体計画区域513haの概成を目指して、未普及地域の解消に取り組んでいる。

管渠新設整備とともに、浄化センター及び中継ポンプ場の機械及び電気設備の増設・改築に伴う建設改良費の増加、維持管理費用の増加、さらに、工事発注や各種業務に対応するための執行体制の確保、適切な使用料の設定や財源確保など、各種課題への対応が必要な状況にある。

各種課題への対応と解決のための一つの方策として、官民連携手法の導入の有効性を検討するとともに、執行体制の持続可能性の検討、適切な官民連携事業の設定及び導入に向けての検討を行ってきた。葉山町下水道事業の官民連携における役割分担に関する考え方は、次のように整理している。

- ・下水道事業の公権力の行使のほか、政策・経営判断及び業務管理など方針決定・説明責任に関する業務は町が積極的に実施する。
- ・経営判断や計画策定等に当たっては、質的・量的に事業運営体制を補完・強化するため、民間の技術力・マネジメント力を活用する。
- ・工務や維持管理業務は、個別委託や直営業務をできるだけまとめて包括化し事業者委ねる。

葉山町では、これまでの検討結果を踏まえ、葉山浄化センター等の施設については、維持管理と改築を一体的に運営権者に任せるコンセッション方式の導入検討を進めている。

一方、管路施設については、令和7年度末までに下水道に接続する予定のコミプラ施設を持つ3団地（東伏見台、パークド葉山四季、シーライフパーク）の管路を下水道施設として位置付け管理や更新の対応を行う必要が生じている。3団地を点接合する管路は町で令和6～7年度に整備する予定であるが、3団地内の管路は昭和40年代後半に整備されたもので、公共下水道として平成4年度以降に整備してきた管路よりも20年以上古く、法定耐用年数の50年を迎えている状況である。

本事業は、葉山町の持続的な下水道事業の実施に資することを目的に、民間事業者の技術・経営ノウハウや創意工夫を活かした管路施設の管理・更新一体マネジメントにより、町民サービスの向上、公共用水域の水質保全、脱炭素、経費削減、更新費用の抑制等、将来にわたって持続可能な下水道経営の確立を目指すものである。

#### (4) 本事業の対象施設

本事業の対象となる下水道施設は以下のとおりである。

- ・葉山町下水道事業の管路施設（污水管渠、マンホール、マンホール蓋、污水柵、取付管）
- ただし、マンホールポンプ設備、及び葉山中継ポンプ場と葉山浄化センターを結ぶ幹線管渠（圧送管）を除くものとする（これらは葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業の対象施設とする）。

#### (5) 事業方式

本事業は、PFI法に基づくものであり、事業方式は、更新支援型の要素（更新計画案の作成）を含んだ更新実施型の（更新工事を含めて民間に委ねる）管理・更新一体マネジメント方式とする。（別紙1参照）

#### (6) 事業の範囲

本事業の範囲は対象施設の維持管理、改築及び統括管理等に関する業務を義務事業とし、附帯事業及び任意事業を含めて対象事業とする。各事業及び業務の内容、要求水準の詳細は、別途公表する要求水準書（案）に示す。

なお、事業者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた業務（①ウ統括管理等業務のうち統括管理業務）を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること（以下、「委託等」という。）ができる。

本事業を実施する上で、事業者が遵守すべき制限や手続等を含め、本事業における詳細な実施条件については、要求水準書（案）及び募集要項等に示す。

事業の範囲は以下の①から③に掲げるものとする。

##### ① 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が事業者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりである。

##### ア 維持管理に関する業務

- ・計画的維持管理
- ・住民対応等
- ・維持管理計画支援その他 ※

##### イ 改築に関する業務

- ・改築計画支援 ※
- ・設計
- ・工事
- ・工事監督
- ・その他関連事項

##### ウ 統括管理等に関する業務

- ・統括管理
- ・情報管理
- ・セルフモニタリング

・その他関連業務

※維持管理計画支援及び改築計画支援のうち、ストックマネジメント計画策定支援業務の範囲は別紙2参照

## ② 附帯事業

附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。なお、事業期間中に提案することも可能とする。

町は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。

## ③ 任意事業

任意事業とは、本事業又は町の用地及び施設において事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業又は受託事業のことをいう。

町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に町の承諾を必要とする。多分野連携として町の用地及び施設を活用する事業又は受託事業を提案する場合、町は協力する。

事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業又は町の用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。これは受託事業を実施する場合においても同様とする。

## (7) 事業期間

### ① 本事業の事業期間

本事業期間は、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、10年を経過する日が属する事業年度末（以下「本事業終了日」という。）までとする。

本事業開始日以降に、本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は令和8年4月1日とする。また、本事業終了日は令和18年3月31日とする。なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

表 1.1 予定事業期間

期日	内容
2025 (R7) .12	基本協定締結
2026 (R8) .1~3	引継ぎ
2026 (R8) .1~3	事業契約締結 (準備が整い次第)
2026 (R8) .4.1	事業開始日
(事業終了日まで)	町又は町の指定する第三者への業務の引継ぎ
2036 (R18) .3.31	事業終了日

## ② 本事業期間終了時の取扱い

### ア 本事業に係る事業者が所有する資産等

町は、事業者が所有する任意事業等に係る資産のうち、必要と認めた場合、残存価値を勘案し買い取ることができる。

本事業の実施のために、事業者が本事業施設内に所有する資産（町又は町の指定する者が買い取る資産を除く。）については、すべて事業者の責任において処分しなければならない。

本事業の施設については、本事業終了日に公有財産賃貸借契約が解除され、事業者は原則として自らの費用負担により原状に復して町又は町の指定する者に引き渡さなければならない。なお、買取方法等の詳細については、町と事業者との協議の上決定する。

### イ 業務の引継ぎ

町又は町の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業終了の2~3年前頃には、次期事業の検討及び準備等を始める予定のため、事業者は事業情報の提供など町に協力すること。

## (8) 事業の費用負担

町は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。その負担予定額等の詳細は町と優先交渉権者との協議の上、事業契約に定めるものとする。

### ① 義務事業及び附帯事業

#### ア 維持管理に関する業務

町は、維持管理に関する費用の全てを負担する。町は、負担額の支払いにあたり、サービス対価として事業者へ支払うものとする。

#### イ 改築に関する業務

町は、改築に関する設計・工事の費用（監理・監督に係る費用を含む）を負担する。町は、負担額の支払いにあたり、借入金、国補助金及び内部留保資金を充当する予定である。

#### ウ 統括管理等に関する業務

町は、統括管理その他の業務に関する費用の全てを負担する。町は、負担額の支払いにあたり、サービス対価として事業者へ支払うものとする。

### ② 任意事業

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理に当たっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明

らかにしなければならない。

## (9) サービス対価の支払い

### ① サービス対価の構成内容

本事業期間中、町は事業者に対しサービス対価を支払うものとし、事業者が収受するサービス対価の構成は表 1.2のとおりとする。

サービス対価は、業務量が固定的なものと変動するものに区分し、変動するものは業務量の変動に応じて支払うものとする。

表 1.2 サービス対価の構成

項目		内容
維持管理	計画的維持管理	ストックマネジメント点検・調査計画を踏まえた点検調査、法定点検、巡視、清掃・修繕
	住民対応等	住民対応（現地確認・調査対応）、緊急対応（清掃等詰まり処理、修繕）
	維持管理計画支援その他	次期ストックマネジメント点検・調査計画策定支援、その他必要な事項
改築	改築計画支援	ストックマネジメント修繕・改築計画策定支援、事業化スケジュール提案、補助要望資料等作成、その他必要な事項
	設計	調査、設計、積算、発注図書作成
	工事	汚水管渠、マンホール及びマンホール蓋、公共枿及び取付管
	工事監督、その他関連事項	
統括管理等	統括管理	各種業務のマネジメント、業務計画書及び報告書の作成、委託業務及び工事の発注、技術管理・危機管理・環境対策・地域貢献、その他必要な事項
	情報管理	
	セルフモニタリング	
	その他関連業務	
附帯事業		提案による

### ② サービス対価の改定

#### ア 事業者の提案によるサービス対価の改定

事業者は、サービス対価の改定に関して町に提案できるものとする。

#### イ 事業環境の著しい変化に伴うサービス対価の改定

直近のサービス対価の設定（改定）時から、事業環境が著しく変化し、事業者の経営に影響を及ぼす場合、必要に応じてサービス対価の改定を行う。事業環境の著しい変化とは以下に示すものとし、詳細については、事業契約書（案）に示す。

- ・物価が著しく変動し、さらに継続的に事業者の負担が増減することが予想される場合
- ・法令及び税制等の変更又は町の計画変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合

#### ウ その他町が必要と認める場合

上記ア からイ までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、町は、サービス対価の改定について事業者と協議を申し入れることができる。

### ③ プロフィットシェア

要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により費用を縮減した場合、縮減額に関してプロフィットシェア（応募時に提出する計画以上に縮減した場合、縮減分を町と事業者でシェアする）を導入する。詳細は事業契約書（案）などに規定する。

## （10）改築に関する留意事項

### ① 改築の実施

事業者は、事業契約に基づき対象施設の改築を行う。ただし、町が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、事業者と協議の上、対象施設について、町が工事を行うことがある。その場合、事業者は町に協力するものとする。

### ② 改築を行った施設の所有

町又は事業者が改築を行った対象施設は、町の所有に属するものとする。

### ③ 改築の対象

改築の対象は、対象施設全体であり、要求水準書（案）に示すとおりとする。なお、事業者の提案を妨げるものではない。

### ④ 本事業開始後に町が実施することを予定している工事

本事業開始後に町が実施する工事のうち、事業者の業務に調整が必要となる工事について、事業者は、町と協議の上、協力するものとする。

### ⑤ 工事の契約

町は要求水準書（案）に定める改築に関する工事について、土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表に準拠して工事費（「官積算金額」という。）を算出し、工事における総価を公表する。町及び事業者は、工事における総価の範囲内で事業契約を締結する。

## 2 特定事業の選定方法に関する事項

### （1）選定基準

町は、本事業について、以下に示す判断基準に基づいて客観的評価を行った上で、町自らが実施した時と比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に本事業を PFI 法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する選定事業とする。

- ・事業期間を通じた事業費総額の縮減（町の財政負担の軽減）が期待できること。
- ・町の財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービス水準の向上が期待できること。

### （2）選定結果の公表

町は、本事業を PFI 法第2条第4項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、町のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 募集及び選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、事業者となる民間事業者に創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

### 2 募集及び選定スケジュール

実施方針の公表後のスケジュールは概ね表 2.1 のとおりである。

表 2.1 募集及び選定スケジュール（予定）

予定時期	内容
2025 (R7) .4	実施方針の公表、特定事業の選定
2025 (R7) .4	募集要項等公表
2025 (R7) .4	質問受付
2025 (R7) .5	現地見学会
2025 (R7) .6	質問回答
2025 (R7) .6	参加資格確認受付
2025 (R7) .6	参加資格確認結果
2025 (R7) .7	競争的対話（附帯・任意事業概略提案受付、予備的審査）
2025 (R7) .10	提案審査書類受付
2025 (R7) .11	プレゼン実施
2025 (R7) .12	優先交渉権者決定
2025 (R7) .12	基本協定締結
2026 (R8) .1~3	引継ぎ
2026 (R8) .1~3	事業契約締結
2026 (R8) .4	事業開始

### 3 応募者の参加資格要件

応募者の構成、共通の参加資格、業務実施企業に求める要件等は、以下に示すとおりとする。

#### (1) 応募者の構成

- ① 応募者は、単独企業（以下、「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。応募グループを構成する企業数の上限は任意であり、1企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。
- ② 応募グループは、維持管理企業、建設企業、設計企業（以下、建設企業及び設計企業をまとめて「設計建設企業」という）の役割を担う企業から構成されるグループとし、維持管理企業又は建設企業の中から応募グループの代表企業を定め、代表企業が応募参加資格の申請及び応募手続きを行うこと。また、参加表明書及び応募資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。なお、補修や建設工事を実施する地元企業は応募グループに含めないこと。
- ③ 応募グループの場合、SPC 又は共同企業体（以下、「JV」という。）の設立を求める。また、各業務をまとめる統括管理者（各業務の責任者との兼務可）を代表企業から選任させるものとする。
- ④ 応募グループの代表企業の変更は認めない。

- ⑤ 参加表明書及び応募資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると町が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。
- ⑥ 応募グループの構成企業は、他の応募参加者の構成企業になることはできない。

## (2) 応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定及び PFI 法第 9 条の欠格事由に該当しない者であること。
- ② 町における競争入札参加資格の認定を受けていること。
- ③ 参加資格審査書類の提出期限から優先交渉権者選定までの期間に、葉山町指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- ④ 競争参加資格確認申請期限以前 2 年以内に銀行取引停止処分を受けた者でないこと。
- ⑤ 競争参加資格確認申請期限以前 6 か月以内に取引銀行において手形又は小切手の不渡りがある者でないこと。
- ⑥ 所有する資産に対する債務の不履行による仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競争手続きの開始決定がされている者でないこと。
- ⑦ 役員等（参加をしようとする法人の役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。）が暴力団員等（葉山町暴力団排除条例（平成 24 年葉山町条例第 8 号。以下「条例」という。）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧ 暴力団（条例第 2 条第 2 号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等（条例第 2 条第 5 号に掲げる暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと。
- ⑨ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。
- ⑩ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。
- ⑪ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑬ 町が発注した本事業のアドバイザー業務を受託した者（株式会社 N J S（東京都港区）及び PwC アドバイザリー合同会社（東京都千代田区））と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。なお、「資本面において関連のある者」とは、「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）第 309 条による議決権を行使することができる、当該企業の発行済株式総数 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう（以下、同じ）。
- ⑭ 事業者選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

- ⑮ 応募者（応募グループの場合構成企業のすべて）が、法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。

### （３）業務実施企業に求める要件

応募企業又は応募グループ構成企業のうちの一者は次の資格要件を満たすこと。

#### ① 維持管理企業

維持管理企業の内一者は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認める「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」若しくは技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条に規定する「技術士（上下水道部門（下水道）」の資格を有するものを配置できる者であること。

#### ② 設計建設企業

設計建設企業の内一者は、建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく土木一式工事の特定建設業許可を有する者であること。

### （４）参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、町に速やかに通知しなければならない。

## 4 審査及び選定手続き

### （１）事業者選定委員会の設置

町では、優先交渉権者の選定にあたり、PFI 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、学識経験を有する者等からなる葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置している。

選定委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価などを行う。選定委員会の委員は以下のとおりである。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の内容に関して情報を得るため、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は、本事業の応募参加資格を失う。

選定委員	所属及び氏名	備考
委員長	東京大学 大学院工学系研究科都市工学専攻・ 下水道システムイノベーション研究室 特任准教授 加藤 裕之	学識経験者
副委員長	東洋大学 大学院経済学研究科公民連携専攻 教授 難波 悠	学識経験者
委員	公益社団法人日本下水道協会 技術部技術課 課長補佐 本田 康人	外部有識者
委員	地方共同法人日本下水道事業団ソリューション推進部 PPP・広域化推進課 課長代理 杉山 貴昭 【浜松市上下水道部から派遣】	自治体職員
委員	葉山町環境部 部長	葉山町職員

### （２）現地見学会の実施

町は、希望する者に対し、現地視察の機会を設ける。

### (3) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。

詳細については、募集要項等に示す。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

### (4) 競争的対話の実施（附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施）

町は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、提案書類の提出までに競争的対話を行う。

参加資格があるとされた者が、附帯事業及び任意事業を提案する場合は、附帯事業及び任意事業に関する提案概要書を町に提出すること。町は提案のあった附帯事業及び任意事業について、町の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。

町は、競争的対話の結果を踏まえ、事業契約書（案）、要求水準書（案）等の調整を行う。競争的対話の結果は、期間終了後、終了宣言として公表する。なお、競争的対話によって、応募者を絞り込むことはしない。

### (5) 提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。

提案に必要な書類など、詳細については、募集要項等に示す。

### (6) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。町は、選定委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

### (7) 審査結果の公表

町は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに応募者に通知するとともに、町のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

### (8) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も町の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、町が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、町は、その旨を町のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

## 5 優先交渉権者選定後の手続き

### (1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、町と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、町は審査で決定された順位に従って、次点交

渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、町は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

## **（２） SPC 等の設立**

優先交渉権者は、基本協定の締結後、必要に応じて SPC や JV を設立するものとする。なお SPC を設立する場合、本事業期間中は SPC の本社所在地を町外に移転させないものとする。また、SPC を株式会社として設立する場合、発行する普通株式は、譲渡の承認には、SPC の承認機関に加えて町の承諾を必要とする。

## **（３） 優先交渉権者による事業準備行為**

優先交渉権者は、SPC 等の設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、業務の引継ぎや現地調査等を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために町と協議を行う。

## **（４） 事業契約の締結**

町と事業者は、事業契約書（案）の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。なお、町は、競争的対話に基づいて調整された事業契約書（案）の内容について、優先交渉権者の決定前に確定することができなかつたもの及び軽微なもの以外は変更しない。

## **（５） 事業の開始**

事業者は、事業契約に定める本事業開始日に事業を開始する。

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として、リスクを生じた原因者が当該リスクを負担するものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙3にリスク分担表として示す。なお、町及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。説明責任はリスク分担表の負担者を基本とする。

個別のリスクにおける具体的な分担内容については、事業契約書（案）などに詳細を規定する。

#### (1) 不可抗力

- ・町及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる天災（豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波等）、人為的事象（戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ、放射能汚染等）、その他（放火、第三者の悪意及び過失など）、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等事業契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じた場合又は発生のおそれがある場合、事業者は直ちにその内容を町に通知する。また、事業者は要求水準に基づき自らが作成するBCP（Business Continuity Plan）に従い初期対応を行う。
- ・町が事業の継続のために必要と判断した場合、事業者は町の指示に従う義務がある。
- ・町は事業者に対し、不可抗力による事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求められることができる。また、町は不可抗力により履行困難となった事業者の契約上の義務履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。
- ・町と事業者は、協議の上、復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。
- ・不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき原則として町が負担する。ただし、事業者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの及び維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるものについては、事業者の負担とする。

#### (2) 施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任

- ・対象施設に隠れたる物理的な瑕疵があった場合、事業者は町に対して当該瑕疵に起因する費用等の請求を行うことができる。また、事業者が当該瑕疵を発見することが困難であったと認められる場合及び点検・調査結果に基づく事業者の判断が、判断当時の事業に鑑み合理的であることを立証した場合は、当該瑕疵に起因する費用等を町が負担することとし、その方法は、町及び事業者の協議により定める。
- ・対象施設及び事業者から町への譲渡対象資産に契約不適合があった場合、成果品の契約不適合については成果品の引渡しを受けた日から、改築業務にかかる工事の契約不適合については工事の実施箇所について完了確認がなされた日から、それぞれ2年以内に町は事業者に対

して契約不適合請求を行うことができる。ただし、その契約不適合が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

### (3) 国の特定法令等変更及び町の特定条例等変更

- ・本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等（特に、本業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まない。）の変更の場合は町の負担とし、事業者に対して一般に適用される法令等の変更は事業者の負担とする。

### (4) 物価の変動

- ・物価の変動に起因するコストの増減に関しては、原則として、町が負う。

### (5) 国補助金制度の変更等

- ・国補助金制度が変更される場合においては、町と事業者は、協議の上、契約継続等に向けた措置を講ずる。
- ・国補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、町と事業者は協議の上で計画の見直しなどを行い、交付額に応じた事業の実施を原則とする。

## 2 事業の実施状況のモニタリング

### (1) モニタリング方法

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、町によるモニタリングを行う予定である。なお、詳細については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

### (2) 要求水準未達時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかつた場合、町は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除のペナルティを与える。なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と町が判断する場合、町は事業者に代わり、本事業等を実施することもある。その場合にかかる費用は、事業者に求めることができるものとする。

## 3 保険

事業者は、本事業期間中、損害賠償保険及びその他の保険に必要に応じて加入すること。なお、請負又は委託業務を受注する者が相当する保険に加入することにより損害に対し同等の補償が可能である等、事業者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

## 4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続

### (1) 権利義務等の処分

事業者は、町の書面による事前の承諾を得ることなく、事業契約上の地位及び本事業について町との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について

て、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

## (2) 事業者の株式の新規発行及び処分

事業者を株式会社形式の SPC として設立した場合、事業者は、事業者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、事業者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、以下のとおり町は原則として関与しないものとする。他方、事業者が発行する本議決権株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

### ① 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

### ② 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②町との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（事業者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、町の事前の承認を受ける必要がある。

また、事業者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、町の事前の承認を受ける必要がある。

町は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が事業者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、町に対して提出しなければならない。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 対象施設の立地に関する事項

#### (1) 事業の所在地等

本事業の対象施設の所在地は、以下のとおりである。

表 4.1 主な対象施設の所在地

処理区	対象面積	所在地
葉山処理区	513 ha	神奈川県三浦郡葉山町字長柄、堀内、一色、下山口

#### (2) 事業施設の貸付に関する事項

本事業施設はすべて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第238条第4項に規定する行政財産にあたる。事業者が義務事業を行うに当たっては、事業契約のほかには公有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。

一方、事業者が任意事業を行う場合には、町と事業者は公有財産賃貸借契約を締結し、本事業期間中は本事業施設を使用できるようにする。

### 2 対象施設の概要

主な対象施設の概要は、表 4.2 に示すとおりである。

表 4.2 主な対象施設の概要（令和6年12月）

対象施設	数量	備考
管路施設	汚水管渠	120.436 km 布設年度：S45-48；12%、H4-R6；88% 口径：50-150mm；7%、200mm；79%、250mm以上；14% 管種：塩ビ系 80%、コンクリート系 16%、DIP 1%、その他 3%
	マンホール	7,332 箇所 ダミーマンホールを除く、オリフィス 11 箇所
	マンホール蓋	7,332 箇所
	公共樹	10,749 箇所 キャップ止め・樹撤去を除く
取付管	10,829 箇所	

下水道台帳登録情報より

なお、対象施設の数量内訳は別紙4に、葉山町公共下水道全体計画図（汚水）は別紙5に示すとおりである。

## 第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1 疑義が生じた場合の措置

事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、町と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

### 2 管轄裁判所の指定

事業契約に関連して発生したすべての紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり事業契約を終了するものとする。この場合、事業者は、事業契約の定めるところにより、町又は町の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとし、事業者の資産等については、第1 . 1 (7) ② アと同様の取扱いとする。

解除又は終了に関して、本事業のうち、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両者で協議する。本事業のうち、一部の事業について事業契約の解除が生じた場合、町は事業者に対し、事業者が既に完了している業務のうち、町の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払う。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については事業契約書（案）に示す。

#### (1) 事業者事由解除

##### ① 解除事由

- ・事業者が事業契約上の義務に違反する等、事業契約に定める一定の事由が生じたときは、町は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、事業契約を解除することができる。
- ・財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、町は、事業契約を解除することができる。

##### ② 解除措置

- ・事業者は、町に対し、事業契約に定める契約解除違約金を支払う。また、町の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は事業者の支払額からこれを控除する。

#### (2) 町事由解除又は終了

##### ① 解除又は終了事由

- ・町は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより事業契約を解除することができる。
- ・事業者は、町の責めに帰すべき事由により、一定期間、町が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、事業契約の履行が不能となった場合は、事業契約を解除することができる。

##### ② 解除又は終了措置

- ・町は、事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は町の支払額からこれを控除する。

#### (3) 不可抗力解除又は終了

##### ① 解除又は終了事由

- ・不可抗力により対象施設が滅失したときは、事業契約は当然に終了する。
- ・不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が

不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、町は事業契約を解除する。

**② 解除又は終了措置**

- ・ 不可抗力により事業契約を解除する場合、当該不可抗力により町及び事業者が生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

**(4) 特定法令等及び特定条例等変更解除**

**① 解除又は終了事由**

- ・ 特定法令等及び特定条例等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、町は事業契約を解除することができる。

**② 解除又は終了措置**

- ・ 特定法令等変更により町及び事業者が生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- ・ 特定条例変更等により事業者が生じた損失に係る負担については、町と事業者で協議する。

**2 金融機関又は融資団と町との協議**

町は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1 法制上及び税制上の措置に関する事項**

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### **2 財政上及び金融上の支援に関する事項**

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、町はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

### **3 その他の措置及び支援に関する事項**

町は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、町と事業者で協議する。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 実施に関して使用する言語及び通貨等

#### (1) 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

#### (2) 応募書類の作成等に係る費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

### 2 連絡先及び情報提供

#### (1) 連絡先

本事業に関する連絡先は、以下のとおりとする。

葉山町 環境部 下水道課

担当：秋本

所在地：〒240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135

電話：046-876-1111 内線 363

E-mail：gesuidou@hayama.kanagawa.jp

#### (2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、葉山町ホームページ等を通じて適宜行う。

葉山町ホームページ：<https://www.town.hayama.lg.jp/index.html>

下水道：[https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/gesui/1\\_1/index.html](https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/gesui/1_1/index.html)

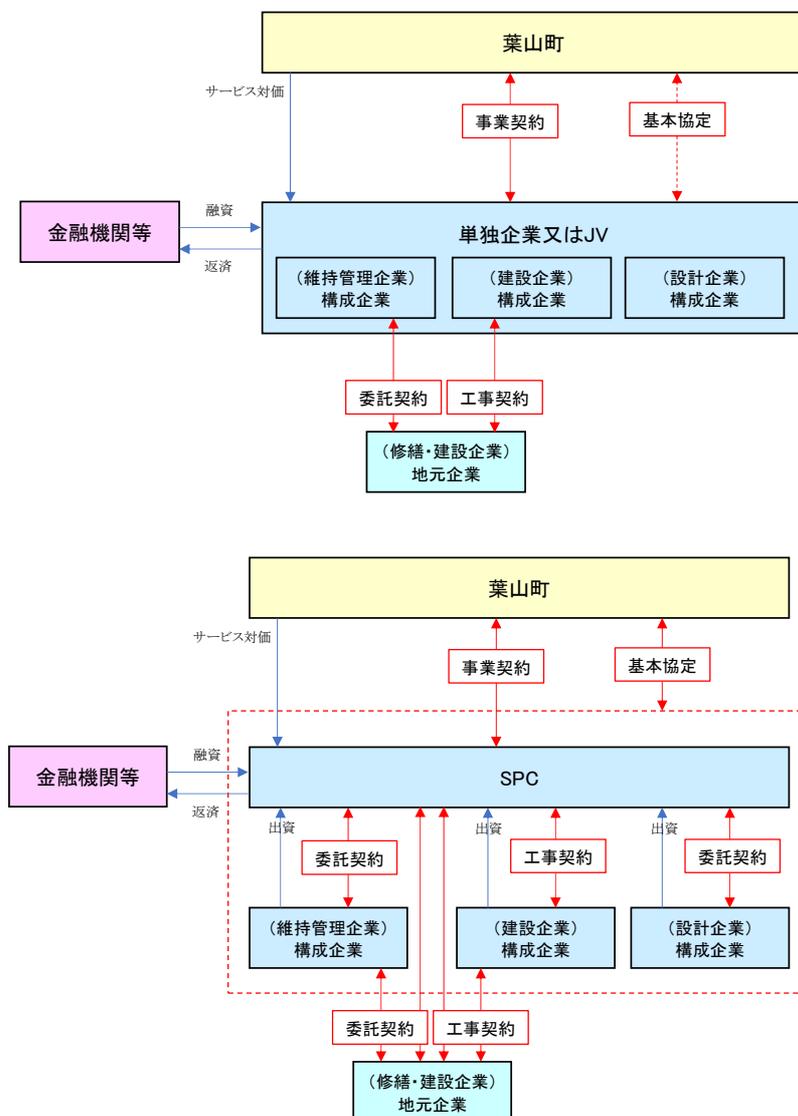
## 別紙1 事業スキーム図（例）

本事業は、PFI法に基づくものであり、事業方式は、更新支援型の要素（更新計画案の作成）を含んだ更新実施型の（更新工事を含めて民間に委ねる）管理・更新一体マネジメント方式とする。

### 【例1】

応募者の構成（単独、グループ）について、単独企業、代表企業及び地元企業の関わり方は、次のとおりである。

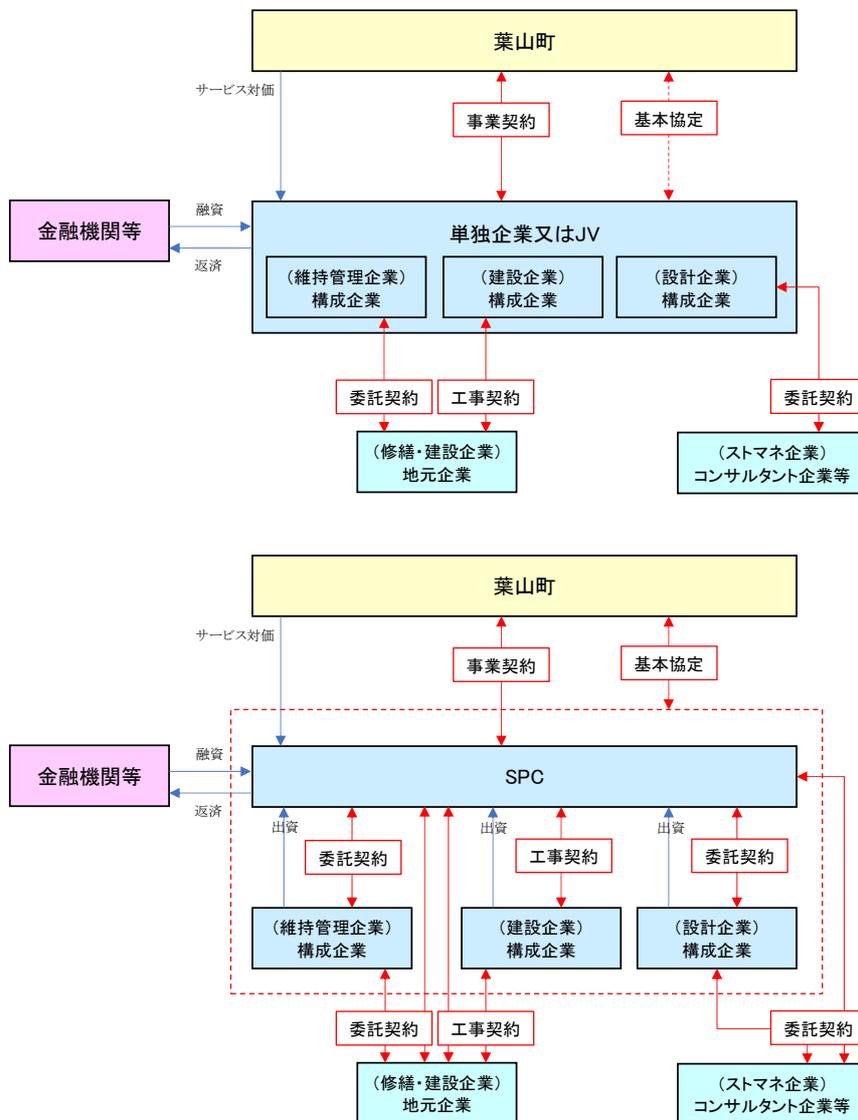
- ・町は単独企業又は応募グループが組成するSPC等と事業契約を締結する。
- ・単独企業又は応募グループの代表企業は、維持管理又は改築を実施可能な企業とする。
- ・応募グループの場合は、維持管理企業、建設企業、設計企業から構成されるグループとする。
- ・応募グループには、修繕や工事を実施する地元企業を含めないものとする。地元企業の担う業務は単独企業又はSPC等もしくは構成企業から各地元企業に委託等を行う。
- ・ストックマネジメント支援業務について、単独企業もしくは構成企業が実施する。



【例2】

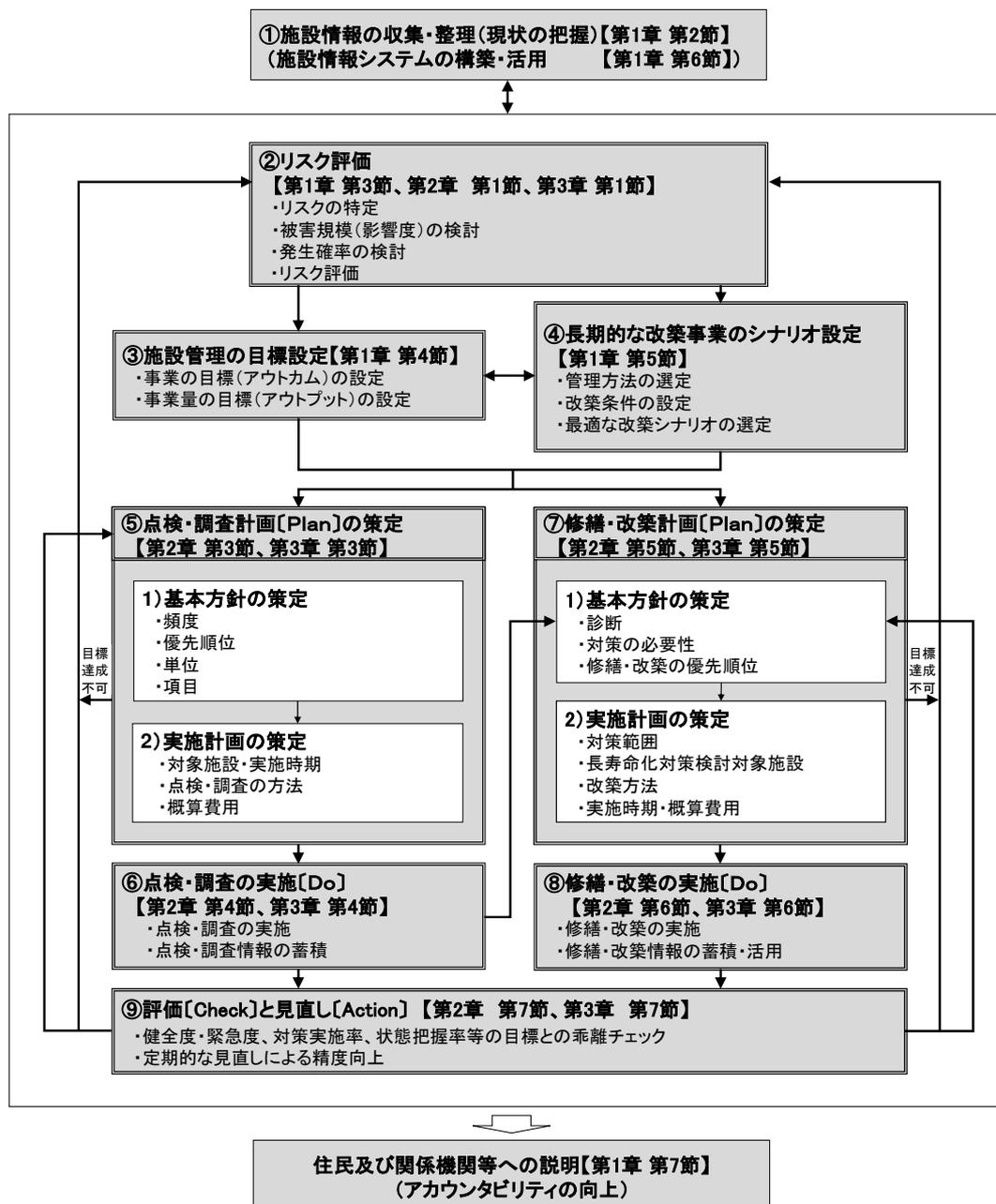
応募者の構成（単独、グループ）について、単独企業、代表企業及び地元企業の関わり方は、次のとおりである。

- ・町は単独企業又は応募グループが組成する SPC 等と事業契約を締結する。
- ・単独企業又は応募グループの代表企業は、維持管理又は改築を実施可能な企業とする。
- ・応募グループの場合は、維持管理企業、建設企業、設計企業から構成されるグループとする。
- ・応募グループには、修繕や工事を実施する地元企業を含めないものとする。地元企業の担う業務は単独企業又は SPC 等もしくは構成企業から各地元企業に委託等を行う。
- ・ストックマネジメント支援業務について、処理場等との調整や整合性など受注者の負担を軽減するとともに計画案の客観性を担保するため、別途コンサルタント企業等に委託等を行う。



## 別紙2 スtockマネジメントの実施フロー

ストックマネジメントの実施フローは下図のとおりである。なお、見出し項目にある【第〇章 第〇節】は「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版」の目次項目に該当するものである。



※ストックマネジメントの実施フローの各個別項目のうち、実施方針部分(②③④)は町が担当し、事業者は情報の追加(①)、点検調査計画と修繕改築計画の策定(⑤⑦)支援及び実施(⑥⑧)を担当する。評価と見直しは町と事業者により共同で実施する。

別紙3 リスク分担表

負担者の凡例

○：リスクを負担することを示す

(○)：リスク事象の状況により、負担者と負担割合が変更する可能性があることを示す。

段階・区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク対応の考え方	
			町	事業者		
共通	制度	1 法令等変更	本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更	○		下水道法の改正など。(特に、本業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まない。)
			上記以外(広く一般的に適用されるもの)		○	—
		2 税制変更	当該事業に直接関係するもの	○		消費税率変更、新税による増加費用など。
			上記以外(広く一般的に適用されるもの)		○	法人税率の変更など。
		3 許認可	町が取得する必要がある許認可	○		—
			事業者が業務実施上取得が必要となる許認可		○	—
	社会	4 住民対応	事業の推進及び施設の存在自体に起因する反対運動、訴訟、苦情等	○		—
			事業者の行為に起因して発生する反対運動、訴訟、苦情等	(○)	○	町も共に対応する方が解決しやすい場合もあるため、内容によっては町も対応する。
		5 第三者損害	要求水準等に従って事業を実施しても避けることのできないもの	○		騒音、悪臭、振動、電波障害など。
			施設の存在自体によるもの	○		
			上記以外で、事業者の行為に起因するもの		○	
		6 環境問題	要求水準等に従って事業を実施しても避けることのできないもの	○		—
	施設の存在自体によるもの		○			
上記以外で、事業者の行為に起因するもの			○			
経済	7 金利・為替変動	資金調達に伴う利息の増加(サービス対価の変更の規定の範囲内の場合)		○	—	
		資金調達に伴う利息の増加(サービス対価の変更の規定の範囲を超える場合)	○			
	8 物価変動(工事以外)	サービス対価の変更の規定の範囲内の場合			○	物価の変動に起因するコストの増減に関しては、原則として、町が負う。
		サービス対価の変更の規定の範囲を超える場合	○			
		年度協定締結前の物価変動による工事費の増加	○			
9 物価変動(工事)	年度協定締結後の著しい物価変動による工事費の増加	○	(○)	標準工事請負契約のインフレスライド条項の運用規定を準用する。		
	上記以外の理由による工事費の増加		○	—		
10 資金調達	事業者が調達する業務実施に必要な資金			○	—	
その他	11 不可抗力	国庫負担法に該当する天災、人為的事象、その他等、通常の見可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象	○		国庫負担法に該当する天災は、原則、町側(国費負担)で負担する。	
		上記以外(事業者の故意又は重過失の場合)		○	国庫負担法に該当せず、事業者の故意又は重過失によって増加した費用については、事業者が負担する。	
	12 業務遂行の中断・不能	事業者の要因に基づくもの			○	—
		上記以外	○			—
	13 計画・設計・仕様変更	町側の事由に起因するもの	○			事業者が負担する費用が著しく増減する場合、町と事業者はサー

段階・区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク対応の考え方	
			町	事業者		
		事業者側の事由に起因するもの		○	ビス対価の変更について、協議を行う。	
	14 知的財産権侵害	本事業の実施にあたり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	—	
	15 情報の漏えい	町の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出	○		—	
		事業者の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出		○	—	
16 政策転換	町の政策変更による事業の変更、中断、中止など	○		—		
維持管理	17 施設の瑕疵	不可抗力によるもの	○		—	
		上記以外（事業者の故意又は重過失の場合）		○	—	
	18 施設損傷	不可抗力によるもの	○		—	
		上記以外（事業者の故意又は重過失の場合）		○	—	
	19 技術革新	事業者が採用した技術での追加費用		○	—	
		町の指示等による採用技術での追加費用	○		—	
	20 契約内容未達	維持管理に関する業務の内容が要求水準書に定める水準に達しない場合		○	—	
	21 業務内容変更	町の指示による維持管理に関する業務の変更	○		—	
22 維持管理費の変動	町の事由による事業内容の変更等に起因する維持管理費の変動	○		—		
	事業者の事由による事業内容等の変更等に起因する維持管理費の変動		○	—		
23 道路陥没（管路起因）	事業者の要因に基づくもの		○	必要な修繕の放置、改築や修繕の施工が契約内容に適合しないなど、事業者による事由が認められる場合		
	上記以外	○		—		
設計	24 用地の瑕疵	土壌汚染、地中障害物、埋設文化財等による事業の遅延、変更又は中止	○		募集要項等の提示資料から推測困難であるものは町が負担する。	
	25 測量・調査	町が実施した結果に起因するもの	○		—	
		上記以外のもの		○	—	
26 設計	町の提示条件の変更による遅延、費用増	○		—		
	事業者の提案内容、判断の不備等による遅延、費用増		○	—		
建設	27 施工	町の指示や変更による遅延、費用増	○		—	
		事業者側の事由による遅延、費用増		○	—	
	28 施設（設計）の契約不適合	事業開始後に事業者が整備した施設の契約不適合		○	標準工事請負契約の契約不適合責任期間の規定を準用する。	
29 国補助金交付不足	国庫補助金等の要望額に対して、国からの交付額が相違する場合	○	(○)	町と事業者は協議の上、工事計画の見直しを行う。		
30 附帯事業	附帯事業の不振、不履行		○	町側に帰責事由がない限り、事業者が負担する。		
31 任意事業	任意事業の採算性の悪化、事業の不履行		○	—		
その他	契約前	32 公募手続	募集要項等の応募手続の誤り	○		手続きの修正・変更など
		33 提示資料	募集要項等の提示資料の誤り	○		—
		34 応募費用負担	応募に係る費用の負担		○	—
		35 契約の未締結、遅延	町の帰責により契約締結できない、または契約手続きに時間を要する場合	○		—
	事業者の責めにより契約を結ばない、または契約手続きに時間を要する場合			○	—	
	36 事業開始の遅延	町の事由による事業開始の遅延	○		町の手続き遅延など	
		事業者の事由による事業開始の遅延 不可抗力等による事業開始の遅延	○	○	事業者の手続き遅延など	
	事業終了	37 契約解除	事業継続の必要がなくなった場合	○		—
事業者の債務不履行、不遵守等				○	—	
38 事業終了時の施設状態		町側の事由により業務の継続履行が困難になった場合	○		—	
		事業者側の事由により業務の継続履行が困難になった場合		○	—	

## 別紙 4 対象施設の数量内訳

## 管路延長

年度		経過年数 (年)	下水道台帳登録延長(m)			
和暦	西暦		汚水	分流汚水(団地)	合計	(累計)
S45	1970	54	0.00	3,487.54	3,487.54	3,487.54
S47	1972	52	0.00	4,350.16	4,350.16	7,837.70
S48	1973	51	7,163.27	0.00	7,163.27	15,000.97
H04	1992	32	137.45	0.00	137.45	15,138.42
H05	1993	31	1,971.30	0.00	1,971.30	17,109.72
H06	1994	30	3,680.40	0.00	3,680.40	20,790.12
H07	1995	29	3,330.09	0.00	3,330.09	24,120.21
H08	1996	28	5,716.85	0.00	5,716.85	29,837.06
H09	1997	27	4,743.59	0.00	4,743.59	34,580.65
H10	1998	26	6,266.88	0.00	6,266.88	40,847.53
H11	1999	25	2,412.86	0.00	2,412.86	43,260.39
H12	2000	24	4,841.60	0.00	4,841.60	48,101.99
H13	2001	23	6,947.13	0.00	6,947.13	55,049.12
H14	2002	22	6,002.24	0.00	6,002.24	61,051.36
H15	2003	21	4,089.32	0.00	4,089.32	65,140.68
H16	2004	20	2,526.45	0.00	2,526.45	67,667.13
H17	2005	19	6,329.72	0.00	6,329.72	73,996.85
H18	2006	18	5,688.84	0.00	5,688.84	79,685.69
H19	2007	17	4,030.61	0.00	4,030.61	83,716.30
H20	2008	16	1,415.36	0.00	1,415.36	85,131.66
H21	2009	15	2,814.26	0.00	2,814.26	87,945.92
H22	2010	14	2,569.26	0.00	2,569.26	90,515.18
H23	2011	13	2,613.19	0.00	2,613.19	93,128.37
H24	2012	12	1,748.89	0.00	1,748.89	94,877.26
H25	2013	11	1,211.24	0.00	1,211.24	96,088.50
H26	2014	10	1,823.42	0.00	1,823.42	97,911.92
H27	2015	9	2,610.65	0.00	2,610.65	100,522.57
H28	2016	8	2,917.67	0.00	2,917.67	103,440.24
H29	2017	7	1,751.73	0.00	1,751.73	105,191.97
H30	2018	6	2,892.57	0.00	2,892.57	108,084.54
H31/R01	2019	5	1,654.55	0.00	1,654.55	109,739.09
R02	2020	4	3,302.50	0.00	3,302.50	113,041.59
R03	2021	3	5,052.38	0.00	5,052.38	118,093.97
R04	2022	2	2,342.26	0.00	2,342.26	120,436.23
R05	2023	1	410.22	0.00	410.22	120,846.45
R06	2024	0	94.53	0.00	94.53	120,940.98
合計			113,103.28	7,837.70	120,940.98	

マンホール・マンホール蓋箇所数

年度		経過年数 (年)	マンホール本体 (箇所)		マンホール蓋 (箇所)	
和暦	西暦			(累計)		(累計)
S45	1970	54	194	194	194	194
S47	1972	52	210	404	210	404
S48	1973	51	246	650	0	404
H04	1992	32	4	654	4	408
H05	1993	31	155	809	155	563
H06	1994	30	270	1,079	270	833
H07	1995	29	197	1,276	197	1,030
H08	1996	28	242	1,518	242	1,272
H09	1997	27	221	1,739	221	1,493
H10	1998	26	235	1,974	235	1,728
H11	1999	25	116	2,090	116	1,844
H12	2000	24	295	2,385	336	2,180
H13	2001	23	458	2,843	502	2,682
H14	2002	22	453	3,296	496	3,178
H15	2003	21	226	3,522	283	3,461
H16	2004	20	158	3,680	219	3,681
H17	2005	19	321	4,001	321	4,001
H18	2006	18	417	4,418	417	4,418
H19	2007	17	304	4,722	304	4,722
H20	2008	16	66	4,788	66	4,788
H21	2009	15	214	5,002	214	5,002
H22	2010	14	203	5,205	203	5,205
H23	2011	13	204	5,409	204	5,409
H24	2012	12	158	5,567	158	5,567
H25	2013	11	91	5,658	91	5,658
H26	2014	10	138	5,796	138	5,796
H27	2015	9	179	5,975	179	5,975
H28	2016	8	181	6,156	181	6,156
H29	2017	7	109	6,265	109	6,265
H30	2018	6	204	6,469	204	6,469
H31/R01	2019	5	113	6,582	113	6,582
R02	2020	4	204	6,786	204	6,786
R03	2021	3	345	7,131	345	7,131
R04	2022	2	166	7,297	166	7,297
R05	2023	1	28	7,325	28	7,325
R06	2024	0	7	7,332	7	7,332
合計			7,332		7,332	

取付管・公共柵箇所数

年度		経過年数 (年)	取付管 (箇所)		公共柵 (箇所)	
和暦	西暦			(累計)		(累計)
S45	1970	54	218	218	213	213
S47	1972	52	357	575	355	568
S48	1973	51	623	1,198	621	1,189
H04	1992	32	12	1,210	13	1,202
H05	1993	31	232	1,442	230	1,432
H06	1994	30	314	1,756	310	1,742
H07	1995	29	305	2,061	303	2,045
H08	1996	28	332	2,393	329	2,374
H09	1997	27	583	2,976	582	2,956
H10	1998	26	462	3,438	462	3,418
H11	1999	25	328	3,766	328	3,746
H12	2000	24	492	4,258	490	4,236
H13	2001	23	559	4,817	557	4,793
H14	2002	22	589	5,406	588	5,381
H15	2003	21	306	5,712	302	5,683
H16	2004	20	205	5,917	205	5,888
H17	2005	19	403	6,320	401	6,289
H18	2006	18	554	6,874	546	6,835
H19	2007	17	350	7,224	350	7,185
H20	2008	16	103	7,327	103	7,288
H21	2009	15	258	7,585	256	7,544
H22	2010	14	231	7,816	229	7,773
H23	2011	13	267	8,083	263	8,036
H24	2012	12	140	8,223	138	8,174
H25	2013	11	116	8,339	113	8,287
H26	2014	10	199	8,538	196	8,483
H27	2015	9	269	8,807	265	8,748
H28	2016	8	287	9,094	287	9,035
H29	2017	7	198	9,292	199	9,234
H30	2018	6	270	9,562	262	9,496
H31/R01	2019	5	188	9,750	187	9,683
R02	2020	4	299	10,049	299	9,982
R03	2021	3	428	10,477	412	10,394
R04	2022	2	264	10,741	264	10,658
R05	2023	1	70	10,811	74	10,732
R06	2024	0	18	10,829	17	10,749
合計			10,829		10,749	

別紙5 葉山町公共下水道全体計画図（污水）

